

**自殺者が続出し、幹部町職員 24 人が辞職する、もの言えぬ町
千代田町 その⑤****～なぜ自殺の責任を解同千代田支部長個人に押し付けたのか～**

千代田町では平成2年9月に総務課長が自殺し、平成8年6月には厚生課長が自殺します。それだけでなくその間の約5年間で24名もの町幹部職員が中途退職をしています。一体何が原因で多数の犠牲者を出してしまったのでしょうか。町長も議会も真相を究明できない中、2人目の厚生課長の自殺と多数の幹部職員の中途退職に解同千代田支部長が関与していたことを解同県連が明らかにします。しかし悲劇はさらに続きます。千代田町では厚生課長の自殺からわずか1年後の平成9年6月に建設課長が自殺、8月には都市整備課長が自殺とさらにもう2人の町職員が連続して自殺します。人口わずか1万900人あまりの小さな町で7年間に4人もの町幹部職員の自殺です。まさに異常としか言いようがありません。千代田町で一体何がおきていたのでしょうか。課長らの自殺の背景を明らかにしていきます。

1. 厚生課長の自殺(2人目)

千代田町では平成8年6月22日に厚生課長の自殺という2人目の犠牲者が出ましたが、この厚生課長の自殺以降の様子についてお伝えしましょう。

田舎の小さな町で自殺者が1人出ればそれだけでも大騒ぎになりますが、わずか5年の間に町役場の幹部職員に2人目となる自殺者が出たのですから大変です。住民の間に不安が広まり、町に対する批判が続出します。2人目の犠牲者となった厚生課長の自殺を受けて町議会は平成8年6月末、職場環境改善調査特別委員会を設置して厚生課長の自殺の原因や、厚生課長が勤務する町役場の環境に問題がなかったかどうかを調査します。さらに町議会は9月、町長に自殺の原因の究明を求め「申し入れ書」を提出します。しかし課長らが自殺した原因について納得できるようなものは何も出てきませんでした。

事態を進展させたのは解同広島県連でした。厚生課長の自殺や多数の中途退職者に関して、解同千代田支部長が関与していたことを認めます。事件に関与していたとされる三宅某解同千代田支部長は、千代田町教育委員会に教育相談員の肩書で嘱託として任用されていました。町内での差別事件探しおよびその点検というのが仕事で、その仕事ぶりがあまりにも横暴で、社会教育課長もプライドを傷つけられるような追及を散々受けており、その結果の自殺でした。厚生課長の自殺の他、過去5年間で1人の自殺者や24人もの幹部職員の中途退職に同和行政との関連が取りざたされているといわれています。

解同県連統制委員会は12月21日、三宅支部長が県連の糾弾闘争方針を逸脱し、部落解放運動の信用を失墜させたとして「権利停止3年」の処分を下します。同月24日には解同県連が「多くの人々に

多大な被害を与え、広島県の部落解放運動に対して不信感を持たせたことに對し、重大な責任を痛感する」との「声明」を表明します。(解放新聞県版1339号 同和利権の真相①)

2. なぜ解同は課長の自殺の関与を認めたのか

厚生課長の自殺に解同千代田支部長が関与していたことを解同県連が認めたことについて、同和利権の真相①は次のように書いています。

「何人自殺者が出ようが、いっこうに自分たちの責任を認めない解放同盟だが、唯一、このケースだけは、支部長が関与していたことを認めている。」

解同が自分たちの責任を認めないことは真相①がいう通りです。本誌でこれまでに紹介した矢田事件、戸手商業高校暴力事件、八鹿高校事件でも有罪判決が下されてもまったく責任を認めていません。階級闘争する勢力は掲げたイデオロギーを絶対としています。非を認めるということは、自らイデオロギーを否定することになります。そのためこのような階級闘争する勢力は裁判で有罪判決が出ても認めないし、謝罪もしないのです。

このような解同がなぜ厚生課長の自殺に関与していたことを認めたのでしょうか。関与を認めるまでの経過を別の面からみていきましょう。

3. 「反差別国際運動」の国連 NGO 資格取得をめぐる解同と全解連の抗争

別の面というのが何かというと、「反差別国際運動」(IMADR:イマドル)の国連 NGO 資格の取得をめぐって解同と全解連とが繰り広げた抗争です。

「反差別国際運動」は昭和63年1月に結成しますが、同組織は5月に国連に NGO の登録申請をします。これに対して全解連(全国部落解放運動連合会)は、「反差別国際運動」は解同が中心となって立ち上げたもので、「反差別国際運動」は国連 NGO 資格に値しないと判断し63年12月、全解連と国民融合全国会議で国連に「通告文」を提出して資格取得を認めないよう反対闘争を行います。この全解連らの反対闘争に対し、解同は平成3年11月、全解連と部落問題研究所を相手取って「名誉侵害」であると訴訟をおこします。

部落解放運動のあり方をめぐって鋭く対立する全解連と解同ですが、全解連と解同の人々はもともと「部落解放同盟」という同じ組織で部落解放運動を行っていました。対立が始まったのは国政選挙での政党支持を巡る問題からです。昭和39年9月に開いた解同中央委員会が、次期参議院議員選挙に社会党から出馬予定の松本治一郎の推薦を決めたのに対し、同じく推薦を求めている共産党候補の推薦は後日拒否します。この後解同中央は松本の単独推薦を強制し、これに反対する同盟員に圧力を加えていきます。

分裂・対立を加速したのは同対審答申と特措法の施行です。昭和40年8月、同対審答申が提出され、44年7月に特措法が施行されると、解同は同和事業の排他的独占管理を狙って、これを批判する支部や同盟員らを排除します。自治体に対しては同和行政の「窓口一本化」を要求し、次々と自治体を制圧していきます。44年4月、大阪市教組の役員選挙に立候補した組合員の挨拶状を「差別文書」と断定し、それを差別文書と認めない者らに暴力的糾弾を加えます。(矢田事件)。さらにこの挨拶状を踏み絵にして、「差別文書」と認めない支部や活動家を除名して同和事業の対象から排除し、地方自治体に窓口一本化を要求し、同和事業の排他的独占を図ります。同和施策、同和問題について、いわゆる1党独裁

体制の確立と言ってよいでしょう。階級闘争する者らによる同和行政の支配権の確立、プロレタリアート独裁です。昭和44年から45年にかけて広島、山口、岡山でも解同本部を批判する共産党系の人々や県連を排除して第2県連をつくります。こうして「解同」の分裂が全国で起こります。いわゆる内ゲバです。イデオロギーと同和施策の在り方をめぐって鋭く対立し、激しく抗争します。

全解連が問題視しているのは、窓口一本化による同和事業の排他的独占と暴力的な「確認・糾弾」闘争です。解同は糾弾闘争を「部落解放運動の最も基本となる闘いの柱」として闘争を展開しますが、全解連はこの解同の「確認・糾弾」は相手の人権や人格を踏みにじり、身柄を拘束し「解同」の言い分を受け入れるまで脅迫や恫喝を続ける私的制裁以外の何ものでもなく、多数の暴力事件を引き起こし、教育への介入を繰り返し、利権行為を生み出していると厳しく批判します。暴力事件や教育介入を引き起こし、同和利権の独占を成させているのが解同の糾弾闘争であるということです。

このように全解連は解同を、暴力的「差別糾弾」や「窓口一本化」を柱とする地方自治体の行政への私物化、教育への介入を繰り返し、日本の人民の人権を蹂躪している団体であるとし、その解同が中核となって組織した「反差別国際運動」に国連NGOの資格を与えることは国連の人権保障の理念に合致しないものであり、日本の人権と民主主義の自主的・主体的な前進をめざしていく人民の運動の妨げになるという理由で国連NGO委員会に、「反差別国際運動」を国連NGOとして承認しないよう「通告文」と付属資料を添えて昭和63年12月、全解連をはじめ44団体が共同署名して提出します。

4. 解同は基本的人権と民主主義を蹂躪する団体と主張する全解連

全解連は国連 NGO 委員会に解同をどのような団体といった「通告文」を出したのでしょうか。「通告文」は、解同が中核となって組織する「反差別国際運動」が国連の NGO の資格を取得しようと申請したのに対して、反対する全解連が国連 NGO 委員会に NGO として承認しないよう要請するために作成し、昭和63年12月に国連 NGO 委員会に提出したものです。全解連は「通告文」で解同を、「暴力的な『差別糾弾闘争』などによって日本の人民の人権を蹂躪している」団体で、「世界人権宣言及び国際人権規約の理念と人権条項の蹂躪者であり、反民主主義、反社会的集団である」と指摘し、解同を次のような団体だと書いています。沢山あるので、その一部を記します。

- ① 「部落解放同盟」の部落排外主義による分裂主義、国民敵視路線の運動は、反対に差別解消への道を遠ざけるものであり、現に部落問題を解決していく上で、重大な障害となっており、否定的状況をうみだしています。
- ② 「部落解放同盟」は、同和对策特別措置法が制定された1969年以降、暴力的な「差別糾弾」行為を全国各地で展開し、同和对策事業の私物化、利権あさりを行い、人権侵害、・地方自治と教育の破壊の蛮行を繰り返してきました。
- ③ 「部落解放同盟」の「差別糾弾」とは、自分の都合が悪いもの、気に入らないものはすべて差別だとする恣意的な「差別」判断にもとづき、国民の人権や人格をふみにじり、拘束して、「部落解放同盟」の言い分を受け入れるまで「確認」をおこない、脅迫・恫喝によって一方的に「糾弾」するもので、多

数をたのんで、屈服させ、つるしあげる集団行為であり、法治国家では許されない私的制裁以外の何物でもないものです。「部落解放同盟」は、同和行政の窓口を自分らの団体が独占できるように「窓口一本化」を地方自治体に暴力的に強要しました。この「窓口一本化」とは、「部落解放同盟」に所属しない者や、「部落解放同盟」の方針にしたがわない者は、たとえ、部落住民であっても、同和行政の対象から除外するというものです。「部落解放同盟」の暴力的「差別糾弾」を恐れ、地方自治体の少なくないところで、不公正・乱脈な同和行政がおこなわれ、利権あさが大きな社会問題となっています。

- ④ このように「部落解放同盟」が「運動」と称して展開してきた内実そのものは、①身体的自由、個人の尊厳の侵害であり、②内心の自由、言論・集会の自由、表現の自由の蹂躪であり、③議会制民主主義の否定であり、④行政への圧力、行政の私物化であり、⑤労働者の権利と労働組合運動への介入というように、基本的人権と民主主義の蹂躪です。

解同はどのような団体か。全解連はこのように、解同を基本的人権と民主主義を蹂躪し、その運動が部落差別解決の重大な障害となっている団体であると主張します。全解連が「通告文」で描いた解同の正体はまさに正鵠を射ているといえます。

さらに全解連と国民融合全国会議は平成元年4月、部落問題研究所をいれた3団体で国際問題合同委員会を結成し、「日本人権情報」という情報誌を国連 NGO に送付します。「日本人権情報」は1号から6号まであり、同情報で、解同の本質と解同が「反差別国際運動」を組織した狙いなどを述べています。要点をいくつか紹介します。

「『反差別国際運動』は、部落排外主義と暴力的確認糾弾路線を基調とする路線が政府文書においても否定され、窮地に立たされた『解同』が国連NGOの認可資格を形式的に満たすためにつくりあげた団体であり」

「反差別国際運動は、『解同』が糾弾路線の組織維持を固めるため急遽こしらえた団体で、財政および組織あげての『解同』丸がかえ組織である。その『解同』が日本の人権・民主主義の前進に大きな障害になっていることはすでに明らかである。」

「特別措置法にもとづく部落対策予算が1992年で打ち切られることになっているが、これが『解同』にとって大きな打撃になっていること、『部落解放基本法』の制定のために国連 NGO 登録をねらっていること、『解同』が『反差別国際運動』を組織したのは行政の私物化、利権あさができなくなることへの対応であること」

「『解同』の暴力的『差別糾弾』、利権あさり、『解放教育』と称する偏向教育の強要の実態、『解同』の暴力的弾圧による被害が言論・出版・芸能・宗教・企業・労働組合などあらゆる分野にわたっていること、『解同』は部落問題解決の最大の障害物になっており、『解同』の暴力的国民敵視路線の社会的排除なくして部落問題解決の前提条件が整わないこと」

「『解同』は『確認・糾弾はやめない』と公言しているが、法務省見解は、『確認・糾弾会』を否定していること、現実の糾弾は、物理的・肉体的・精神的に人間を傷つける行為、人格と人間性を否定する行為であることを指摘している。」

「最高裁で『解同』の暴力と『糾弾』に有罪確定 1974年に発生した八鹿高校事件で、最高裁は199

0年(平成2年)11月30日に『解同』側の上告を棄却し、『解同』13名の有罪が確定したことを述べ、八鹿高校事件の内容と1審・2審の判決を紹介(している)」

5. 「解同」の不当な提訴のねらい

解同が全解連と部落問題研究所を相手取って「名誉棄損」で提訴する経緯と裁判の経緯を見ていきましょう。(解同暴力糾明裁判 勝利の理由 石川元也・著 部落問題研究所 から引用)

解同は昭和63年1月、解同が中心となって「反差別国際運動」(IMADR)を東京で結成し、5月に国連NGOの登録申請をします。

全解連と国民融合会議は、63年12月、「反差別国際運動」は国連NGO資格に値しないので認可すべきでないと、NGO委員会に代表を派遣し、国内44団体の賛同を得た「通告文」を提出します。翌平成元年4月、部落問題研究所を入れた3団体で「国際問題合同委員会」を結成し、「日本人権情報」を送付します。

平成元年1月、国際NGO委員会で審査が行われましたが、「反差別国際運動の組織が国際的な広がりをもっていないこと」など多くの疑問が出され、2年後の審査まで保留とされました。(審査は2年おきに行われます)

反差別国際運動は平成2年5月、ロスター(最下位の資格)として再申請します。NGO委員会の審査は平成3年1月になされましたが、再び保留となります。「組織の資金が日本の支部『解同』に依存しすぎていること」「『解同』が暴力に関与している事実がある」というのが理由です。

反差別国際運動の中核団体である『解同』の人権と民主主義の実態を訴えた全解連と研究所などの要請は、国連NGO委員会の審議に大きな影響を与えたといえます。

次の3回目となる審査は平成5年となりました。解同は再申請が保留とされた平成3年の11月、全解連と部落問題研究所を相手に「名誉棄損」で提訴します。解同が全解連らを提訴した理由について、石川氏は次のように述べています。

「『解同』は、2回にわたる審査の保留ないし継続は、全解連、研究所を含む日本の民主団体からの要請行動に主な原因があるものと判断し、その活動を牽制し、次の審査を有利にしようと、その中心とみなした全解連、研究所を相手に1991年11月、この裁判の提訴に踏み切ったのである。」

全解連らを訴えることによって、解同の糾弾を暴力と主張する全解連の「通告文」が不当であると印象付け、国連NGOへの登録をもくろむという意図が透けて見えます。

裁判は平成4年3月5日の第1回口頭弁論から始まりました。しかし裁判は解同の思うようには進みません。全解連側は「通告文」で「矢田事件」「八鹿高校事件」など10件の事例をあげて「解同」の暴力や利権あさりの実態をあげていましたが、訴訟ではさらに「広島県戸手商高事件」や「三次八次小学校事件」など14件を追加補強して解同の暴力的本性を徹底的に糾明する戦術をとりました。裁判の主導権は第2回目、第3回目の弁論を通して全解連側にあることが明らかとなっていきます。それに対して解同の反論は抽象的な内容でしかなく戦意喪失といった状況となりました。そもそも解同の訴状はその構成からして異常でした。「名誉侵害」の回復請求といいながら、名誉侵害の体裁すらなしていませんでした。解同は訴状で彼らの部落問題や運動についての抽象的、観念的、主観的な主張を延々と記述し、全解連が「通告文」で紹介した矢田事件、八鹿高校事件、「窓口一本化」事件など暴力や利権あさりの具体

的事実には全く触れず、全解連の批判を名誉侵害だと主張するものでした。

第4回口頭弁論が平成4年12月に開かれましたが、全解連はそこで提出していた262点の書証を具体的に説明する機会をもつよう提案し、証拠説明の機会を持つことが認められました。

しかし解同は予定していた第5回口頭弁論(平成5年3月9日)が行われる前に、裁判官忌避を申し立てます。そのため当日の裁判が取り消されただけでなく、この後裁判は1年7か月も中断します。自ら提訴した裁判を、自ら進行を阻止しているのですから解同による「裁判官忌避」は全く不当で乱用です。解同の「裁判官忌避」の申し立ては、地裁・高裁で棄却が決定され、特別抗告した最高裁でも平成5年3月に却下されます。裁判の中味では勝負できないとみて遅延戦術をとったのでしょう。

6. 自ら訴訟を取り下げた解同

「反差別国際運動」の国連 NGO への3度目となる登録申請に対する審議は、解同が「裁判官忌避」申し立てをしたわずか後の平成5年3月30日に行われました。国連 NGO 委員会は、「反差別国際運動」をロースターという資格で認可します。実は同委員会では認可の決定の仕方をこれまで19か国委員の全員一致制をとっていましたが、2～3日前に多数決制に変更しました。反対意見がある中、それをしりぞけて多数決で決定します。多数決に変更しての認可決定は全解連と研究所にとっては大きな疑問と不満をもつものとなりました。「反差別国際運動」の中核団体である「解同」の暴力や人権蹂躪は事実であり、事実上「ロースター」認可を阻止させていた全会一致を多数決に変更してまで認可をした国連 NGO を批判します。

ともあれこうして「反差別国際運動」は国連 NGO 資格を取得します。国連 NGO 資格を手に入れると解同は「名誉侵害」裁判の提訴を取り下げます。

延期されていた第5回口頭弁論は平成6年10月6日に開かれます。法廷では全解連が解同の不当な主張を論破し尽くす論述が繰り広げられました。この法廷弁論後、解同は提訴を取り下げます。どうみても勝つ見込みがないと判断したのでしょう。勝つどころか、逆に「『解同』が暴力に関与している事実がある」と裁判で認定されてしまうものでした。そうなると元も子もありません。解同の糾弾闘争が暴力であり、民主主義を蹂躪するものだとして裁判で下されてしまうと、解同が中核団体である反差別国際運動の国連 NGO 認可が取り消されてしまう可能性があります。解同が提訴を取り下げた理由はここにありません。裁判は解同の提訴取り下げにより終了します。解同に不利な判決が下されることは回避できました。しかし自ら申し立てた裁判でありながら敗訴を見越して自分から取り下げるといふ、解同が敗北を宣言したに等しい裁判となりました。

7. 「反差別国際運動」を国連 NGO に登録申請する目的は「部落解放基本法」の制定

「『解同』が暴力に関与している事実がある」

これは国連 NGO 委員会が平成3年1月に行った審査で、「反差別国際運動」が国連 NGO へ登録するよう申請していたのを保留した理由です。解同にとって最も避けたい文言でしょうが、国連 NGO 委員会は解同が日本の国内での差別事件や闘争の中で暴力に関与している事実があると認定し、「保留」します。

同和特措法(昭和44年7月から57年3月:13年間)、地対特措法(57年4月から62年3月:5年間)など十数年にわたる特別措置法により特別事業が施行され、同和地区における環境は大きく改善され

差別の解消がすすみました。最後の立法として、62年4月から平成4年3月までの5年間の時限を切って、「地対財特法」が制定施行されましたが、これは同和対策事業の早期終結と一般法への移行を展望して施行されたものです。差別が解消されれば対策事業は終結する、同和地区の住民にだけ特別施策を続けるのは法の下での平等の観点から問題があります。恒久法ではなく、特措法で時限を切って対策事業を行うのはそのためです。部落問題の解決に「恒久法」はなじまないのです。

しかし平成4年3月をもって特別措置法の期限が切れ、部落対策予算が打ち切られることは解同にとって大きな打撃です。解同は「部落解放基本法」という恒久法を制定する運動を始めます。

さて「反差別国際運動」と「部落解放基本法」、この2つにどのような関係があるのでしょうか。解同が「反差別国際運動」を組織し国連 NGO へ登録をねらった理由について、全解連は「部落解放基本法」という恒久法を制定するためだと「日本人権情報 No. 2」に次のように書いています。

『「部落解放基本法」の制定のために国連 NGO 登録をねらっていること。『解同』が『反差別国際運動』を組織したのは行政の私物化、利権あさがりができなくなることへの対応である』

「反差別国際運動」の国連 NGO 登録は「部落解放基本法」を制定するための布石だったのです。糾弾権を争った矢田事件や八鹿高校事件の裁判で次々と敗訴し、「地域改善対策啓発指針」(62年3月)をはじめとする意見具申や部会報告、法務省の「確認・糾弾に対する見解」(平成元年)でも「糾弾権」は「差別解消の障害となっている」と否定され、孤立していきます。国連 NGO 資格を得ようとしたのは、国際運動の名で挽回、国連の権威を利用して「部落解放基本法」制定をねらったのだと筆者はみています。

解同が中核となって組織する反差別国際運動が国連 NGO 資格を得るためには、解同の糾弾闘争を問題視し解同を「暴力」「利権あさり」と非難する「通告文」を絶対に認める訳にはいかないのです。解同が全解連と部落問題研究所を相手取って「名誉棄損」で提訴したのはそのためです。

8. なぜ三宅支部長に責任を押し付けたのか

こうしてみると千代田町の厚生課長の自殺や 20 名を超える幹部町職員の中途退職の責任を解同千代田支部長個人に押し付けた理由が分かります。解同が行う糾弾闘争によって被害を受け迷惑をこうむる人々が出ては都合が悪いのです。

「自殺や多数の町職員の中途退職に解同が関与している事実がある」と認めてしまうと、解同は多くの人々に多大の被害を与える団体であり解同が中核となっている「反差別国際運動」は、国連 NGO にはふさわしくないとして国連 NGO の登録を取り消されてしまう可能性は大きいです。解同が行う糾弾闘争はどこまでも正しくなくては都合が悪いのです。「差別事件の取り組みにおいて県連の糾弾闘争方針を逸脱して部落解放運動の信用を著しく失墜させた」と、悪いのは三宅支部長が行う糾弾闘争であると三宅支部長個人の責任にしたのは、解同の糾弾闘争に責任追及が及ばないように、組織防衛を図るためのトカゲのしっぽ切りでしょう。課長らの相次ぐ自殺や多数の中途退職は解同の糾弾闘争とかかわりを隠しきれないとみて、悪いのは三宅支部長が行う糾弾としたのではないのでしょうか。三宅支部長が行った糾弾について「糾弾闘争方針を逸脱していた」として処分したのはそういうことでしょうか。しかし糾弾に良い糾弾、悪い糾弾というのがあるはずはありません。そもそも糾弾は法の根拠もなく権利としても認められていない、大勢で行う私的制裁以外の何ものでもなく、部会報告や法務省の見解でも同和問題解決にとって著しい阻害要因であると述べている通りです。

平成8年6月に厚生課長が自殺したことにに関して12月に解同が千代田支部長個人の責任として統制処分をしたのは、平成5年3月国連 NGO 委員会から反差別国際運動がロースターという資格で認可を受けたので、平成6年10月第5回口頭弁論後、予想される敗訴を前に提訴を取り下げ国連から認可を取り消されるのを回避した、この同じ流れの中で千代田支部長の処分を行っているともみてよいでしょう。

9. 止まらぬ連続自殺

千代田町役場の厚生課長の自殺や 20 名を超える中途退職について、三宅千代田支部長が関与していたとして解同県連は処分を出しましたが、これで問題が解決した訳ではありません。千代田町ではこの後さらに悲劇が続きます。翌平成 9 年 6 月に建設課長、8 月に都市整備課長と 2 人の課長が連続して自殺します。小さな町役場で 7 年間に 4 人もの課長が自殺です。いったい千代田町はどうなっていたのでしょうか。次号で明らかにします。(続く)